

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 ( 12 か月 )
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	次の条件を満たす職員を「経験・技能の有る障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定 ①児童発達支援管理責任者  (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。  特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算の額を次のとおり定める。 ・経験・技能のある障害福祉人材 月額5,000円~15,000円※毎月分配し、余剰分が出た場合は賞与として年度末に支給  ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。  (上記取組の開始時期) 令和 4 年 11 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )